

療育手帳 知能検査結果の提供依頼の注意事項

○知能検査結果提供依頼について

- ・療育手帳の新規申請・再判定の際、東部児童相談所又は東部知的障害者更生相談所で知能検査を実施しており、その検査結果を取得したい場合に提出してください。
- ・提出書類は、市役所障がい福祉課又は東部児童相談所・東部知的障害者更生相談所のどちらに提出していただいても結構です。市役所を経由せず、東部児童相談所等に直接ご提出いただく方が、検査結果の提供は早くなります。
- ・検査結果については、東部児童相談所又は東部知的障害者更生相談所から、依頼者の自宅へ直接郵送されます。

○検査結果の使用用途について（一例）

- ・特別児童扶養手当の新規申請・再認定の際、療育手帳Bの方は診断書を提出する必要があります。診断書に知能検査結果を記載する欄があるため、本来は病院等で検査を受けていただく必要がありますが、療育手帳交付時の知能検査結果を代わりに記入することができます。

※ 療育手帳の判定日が診断書作成日から6か月以内の場合のみ、手帳交付時の検査結果が有効となります。（判定日時点で5歳未満の場合は3か月以内）

- ・特別障害者手当・障害児福祉手当の新規申請・再認定の際、療育手帳の判定結果にかかわらず診断書を提出する必要があります。こちらも特別児童扶養手当と同様に療育手帳交付時の知能検査結果を診断書に記入することができます。

○提出書類

【18歳未満の方】

1. 【特別児童扶養手当用】

特別児童扶養手当認定請求のための療育手帳判定資料の提供依頼書

2. 【その他用】

検査結果の提供依頼書

【18歳以上の方】

1. 依頼書